



3月19日(木) 14:00~16:00

滋賀県道路メンテナンス会議

第1回跨道施設連絡部会を開催しました。

滋賀国レポートNo.52  
管理第二課



3月19日(木)14:00~16:00 滋賀国道事務所において、滋賀県メンテナンス会議 第1回跨道施設連絡部会を開催しました。

平成26年の道路法施行規則の改正により、トンネル、橋等の点検を5年に1回実施することが義務づけられましたが、道路を跨ぐ道路法適用外の橋梁等については、こうした規定が適用されないものとなっています。

これらの橋梁については、認定外道路の橋梁や水管橋、農道橋、林道橋、私道橋等があり、老朽化等により損傷が生じた場合、その下を通る道路に甚大な被害を与える恐れが懸念されます。



こうしたことから、滋賀県道路メンテナンス会議では、これらの橋梁が道路管理者が管理する橋梁等と同様に適正に管理されるよう、跨道橋管理者で構成される「跨道施設連絡部会」を、滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織として設置するべく、現在、関係機関との調整を図っているところです。

今後、連絡部会では、跨道施設管理者とともに、適切な管理手法の策定に向けて取り組んでいきたいと考えています。